

(仮称)三沢市市民活動サポートセンター管理運営に関する方針

1. 設置目的 市民活動団体やボランティア団体を支援することにより市民の自主的な公益活動を活発にし、市民と行政との協働のまちづくりの推進を図るため設置する。
 2. 場 所 三沢市松園町2丁目1-62(現ふれあいの館)
 3. 機 能 市民活動に関する情報提供
 - ・各団体の情報、補助金情報等の提供
 - 活動団体同士の交流・情報交換の場づくり
 - ・簡易ミーティングスペース(交流スペース)の提供
 - 活動を円滑に行うための機器・設備の提供
 - ・パソコン(インターネット利用可)の提供
 - ・チラシ・会報等作成のための各種機器(コピー機、印刷機、紙折機、裁断機等)の提供
 - ・メールボックスの貸出
 - ・会議室の貸出
 - その他目的を達成するために必要な事項
 4. 施 設 1階(作業スペース、交流スペース)
 - ・第1会議室を作業スペースとして、コピー機・印刷機等を設置
 - ・第2、第3会議室を2部屋続きで交流スペースとして利用し、テーブル、椅子、パソコン、掲示板、メールボックスと受付員を配置する。2階(第4会議室、第5会議室、大会議室)
 - ・会議室として市内団体へ貸出
 5. 利用対象 三沢市に在住、在勤、在学する個人または団体(NPO法人、任意の市民活動団体、ボランティア団体、町内会)で、市民活動を行う、又は行おうとする者。(営利活動、政治活動、宗教活動は除く)
-
6. 管理運営 当面(2年程度)は市直営として、広報広聴課が管理・運営する。
(建物、施設等の管理費に関してはあくまでも市が負担)
その後の運営に関しては、オープンから半年位を目安に利用頻度や登録団体の数を考慮して、利用団体による運営協議会等を設置して協議していきたい。(有償ボランティア、各団体の輪番制、指定管理等)
 - ・1階の利用については、登録申請をする。
 - ・2階の利用については登録の必要はなく、現行「ふれあいの館」利用と同様、その都度利用申請書提出する。
 7. 開 館
 - ・1階：月曜日～土曜日(9時～21時)
 - 祝日(9時～17時)
 - ・2階：月曜日～土曜日(9時～21時)
 - 日曜日・祝日(9時～17時)
 8. 休 館 日曜日、12月29日～1月3日
休館の曜日については、当面日曜日とし、運営するなかで日曜日利用の希望が多くあれば、利用の少ない曜日を休日に変更する等の方向にする。